

請願第2号が採択、請願第3号は不採択・・・9日総務常任委員会で審査

請願第2号は「一部総合事務所の勤務時間外の無人化と、事務の一部を廃止し3総合事務所と木田庁舎に集約する施策について、13区の地域協議会が審査し意見を述べる権限を正当に行使するまで、一旦保留されることを求める請願書」

12月9日（月）総務常任委員会で午後3時より、市民団体から出されていた3件の請願書の審査が行われました。

このうち請願第2号及び請願第3号は、今定例会に補正予算を伴って出されていた13区の総合事務所の勤務時間外（土曜日・日曜日・祭日）の無人化による戸籍などの受付業務の廃止と防災行政無線の放送にかかる変更について、それらの見直しに関する住民の声をもっと聞いて、地域住民の代表である地域協議会の意見をしっかりと聞いてほしいという内容です。

請願第2号は表記した通りで安塚区の吉野誠一さんから出されていたものです。請願第3号は「地域の課題を考える会」代表世話人山岸晃一さん、同佐藤忠治さん）から出されていました。

請願第2号は、賛成4（橋爪、近藤、滝沢、栗田）、反対（内山、杉田、池田）3で採択されましたが、ほぼ同趣旨の（表現の違いはあるものの）請願第3号は、賛成2（橋爪、近藤）、反対5で不採択となりました。

なぜか関連補正予算は可決

結果的には関連補正予算は賛成多数で可決されましたが、「時間外受け付けの見直しにあたっては、地域住民への説明を一層丁寧に行うとともに、令和2年度当初からの円滑な実施に向け最善を尽くすこと」などの付帯決議が提案され、可決されました。



今議会に提案された総合事務所の時間外受け付けの廃止と防災行政無線の放送のあり方に関する変更は、議員団ニュース前号でも指摘したように「これまで市が行ってきた重要な施策変更などについては、必ず議会に説明し、議会の意見も聴いて取組をしてきた」やり方を乱暴にも放棄し、地域住民にかかる安全安心の重要な問題であるにもかかわらず、その地域の住民の代表である地域協議会の審議権を十分に保障せず、また議会にも単なる「資料提供」という報告だけにとどめる議会の権限さえもないがしろにする許しがたいものです。住民団体から出された請願の趣旨をできうる限り尊重するという議員や議会の役割も問われる結果となったことは本当に残念です。

請願2号の提出者の吉野誠一さんは、その趣旨説明の中で、「私がこれから述べることは地域住民の切実な訴えです」と切り出し、「5月から7月の説明で『住民からは一部反対もあったが、概ね理解されたと判断している』という受け止めは住民はしていない。2度目の説明もいまだ安塚区で

はされていない。総合事務所の所管する事項の変更の一部であり、地域協議会が意見を言ういとまを保障してほしい。

（中略）必要性と効率性から判断したとしているが、どんな地域にも必ず人は住んでいる。効率化だけで判断していいのか。賢明な議員の皆さんの判断をお願いしたい」と結びました。

「障害があっても住み慣れたこの地域でいつまでも安全安心に生活できる地域社会の実現を上越市心身障害者福祉団体連合会が陳情→採択へ



厚生常任委員会が12月6日に行われ、上越市心身障害者福祉団体連合会から出されていた陳情書が全会一致で採択されました。

この陳情には「もっと公共施設を使いやすくしてほしい」「自分で決めたいという本人主体の自己決定・意思決定が行える相談支援体制を」など障害があっても安全安心に暮らしていきたいという10項目の要望がびっしり詰まっていました。

陳情討議の際に厚生常任委員全員から「住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるようにすることは私たちのたちの責務だ」などとの声が聞かれました。

日本共産党上越市議員団ニュース

No.651 2019年12月15日

連	橋爪 法一	090-5392-1961	(吉川区代石)
絡	橋本 正幸	080-1980-9855	(三和区鴨井)
先	上野 公悦	090-7260-9407	(頸城区中柳町)